

## 黙示による包括的同意について

個人情報保護法では、個人情報取扱い事業者（健康保険組合）は、本人の同意を得ないで個人情報（個人データ）を第三者に提供してはならないとされていますが、個人情報（個人データ）の通常必要な利用目的のうち、被保険者にとって利益となるもの、また事業者側の事務効率化に寄与するものなどをあらかじめ公表しておいて被保険者から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては「黙示による包括的な同意」が得られたものとして取扱ってよいこととされています。

従いまして、当健康保険組合では、以下の事項についてその趣旨に該当するものとして、黙示による包括的同意とさせていただきますので、ご理解いただくようお願いいたします。なお、ご質問等がある場合は健康保険組合までお問い合わせください。

### 記

- ・高額医療費（高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金）を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
- ・付加給付（医療費等負担増の上乗せ給付金）を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
- ・出産育児一時期金など現金による給付を事業主経由で支給すること。
- ・医療費通知（患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知）を世帯単位でまとめて行うこと。
- ・特定健診・保健指導のデータを法律の定めに従い、本人の申請に基づかずに当健康保険組合で管理すること。
- ・「データヘルス計画」で、加入者の診療報酬明細書（レセプト）データ、および各種健康診断データを当健康保険組合で管理し、計画関連事業に用いること。
- ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）利用促進通知事業で、加入者のレセプトデータを当健康保険組合で管理し、用いること。